

アドバイザリーボード規則

平成27年4月1日

規則第5号

改正 平成28年4月1日規則第41号

令和2年3月26日規則第18号

令和4年1月31日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、組織規程(平成27年規程第4号)第5条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)に設置されるアドバイザリーボードに関する事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 アドバイザリーボードは、理事長の求めに応じて、機構の業務について助言する。

(構成)

第3条 アドバイザリーボードは、15人以内の委員をもって構成する。

- 2 アドバイザリーボードに議長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 議長は、会議の事務を総理する。
- 4 議長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができ
る。

(委嘱)

第4条 委員は、有識者のうちから理事長が委嘱する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項ただし書の規定により再任された場合の任期は、2期4年を限度とする。ただし、
理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。そ
の職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 アドバイザリーボードに関する事務は、経営企画部経営企画課が担当する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第41号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第18号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月31日規則第10号)

この規則は、令和4年1月31日から施行する。